

四国中央市第7期障がい福祉計画・四国中央市第3期障がい児福祉計画の
タウンコメント結果について

1 募集期間 令和6年1月26日（金）～令和6年2月26日（月）

2 提出者 1名

3 意見等の件数 1件

4 意見等の概要及び市の考え方

（ご提出いただきましたご意見は、趣旨を損なわないよう要約または整理させていただいております。）

	寄せられた意見の要旨	市の考え方
1	<p>四国中央市第7期障がい福祉計画・四国中央市第3期障がい児福祉計画(案)P12「3. 地域生活支援の充実」について</p> <p>私ごとですが、私の息子は重度の障がい者で、今は、行政の厚い支援と、施設の行き届いた介護支援をしていただき感謝しております。昨年、私は病気で入院し、障がい者になりました。妻も高齢で施設に通っております。いずれ近い将来、私たちは、高齢により子供の面倒をみる事が出来なくなる時がきます。私がお世話になっている障がい福祉団体の親も皆高齢になっています。</p> <p>障がいのある子を持つ親は、先のことを大変心配しております。自分達が亡くなった後、障がいのある子どもの親が直面する、子どもの生活支援や金銭管理などは、非常に大きな心配事であるといえます。</p> <p>この計画が、「親亡き後」も、私たちの子どもが安心してらせる四国中央市を作るための計画になることを期待します。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>本市では、「四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例」が制定され、条例の理念とする社会の実現のため、この計画を策定することになります。</p> <p>「親亡き後」の支援については、地域生活支援の充実の他、P9 施設入所者の地域生活への移行の項目において明記しているとおり、グループホームなどの居住の場を確保し、安心した生活の場を提供いたします。</p> <p>また、P18 相談支援体制の充実・強化により、基幹相談支援センターなど、困った時にいつでも相談できる体制を整備や、P32 成年後見制度の推進を図り、判断力が不十分な人や生活に不安がある人の権利を擁護することにより、障がいの有無に関わらず共に協力し、全ての市民が人格と個性を尊重し合えるまちづくりを目指します。</p>